

# 平成24年度地域密着型介護老人福祉施設整備事業者募集要項

## 1 公募の趣旨

市原市では、第6次市原市高齢者保健福祉計画（第5期介護保険事業計画）に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めています。

本公募は、平成25年度に介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）を整備し、平成26年度から運営する事業者を募集するものです。

## 2 公募の内容

### (1) 地域密着型サービスの種類、日常生活圏域及び定員等

地域密着型サービスの種類	日常生活圏域※	定員等
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (サテライト型も含む)	市原東・辰巳台圏域を除く市内全域	○地域密着型介護老人福祉施設 1施設 3ユニット 定員29人

※日常生活圏域については本要項の別表（8ページ）を参照してください。

### (2) 応募資格

- ① 市原市で特別養護老人ホームを運営することが可能な社会福祉法人であること。（新たに社会福祉法人を設立する場合も含む）
- ② 介護保険法第78条の2第4項及び第6項並びに第115条の12第2項及び第4項に定める地域密着型サービス等事業者の指定に係る欠格事項に該当しないこと。
- ③ 市税を滞納していないこと。

### (3) 公募条件

#### ① 整備資金について

市内の社会福祉法人に対し、県の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等に基づく市の補助事業とする予定ですが、平成25年度の交付金については現時点では未確定であるため、資金計画には補助金を計上しないこと。

#### ② 土地について

- ・ 市街化調整区域・無指定地域においては、社会福祉法人の所有とすること。
- ・ 市街化区域においては、社会福祉法人の所有を原則とするが、社会福祉法人の所有が難しい場合は、賃貸借契約又は地上権の設定によることも可とします。この場合、事業継続に支障のない賃貸借契約期間とすること。
- ・ 設定しようとする所有権や地上権等に対抗できる権利（抵当権等）が設定されていないこと。
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律57号）に基づいて指定された土砂災害警戒区域・特別警戒区域でないこと。
- ・ その他各種法令・条例等に適合し、施設整備に必要な許可等の見込みがあること。

#### ③ 建物について

- ・ 社会福祉法人の所有とすること。
- ・ 公募内容に示す定員等に沿った建物の整備を実施すること。

- ④ 整備年度について  
平成25年度
- ⑤ 事業者の指定予定について  
平成26年4月1日

### 3 地域密着型サービス施設整備を実施する事業者の選定方法

#### (1) 整備事業者の決定方法

- ① 整備事業者は、「市原市社会福祉法人の施設整備等に関する審査会」で審査選考し、「市原市地域包括支援センター運営協議会」から意見を聴取したうえで、市長が決定します。
- ② 審査は、書類審査、現場調査及びヒアリングにより行い、総合的に評価・審査します。
- ③ 審査の結果、整備事業者なしとする場合があります。
- ④ 応募がなかったとき又は整備事業者が決定しなかったときは、再度公募を行う場合があります。

#### (2) 審査の手順

- ① 「市原市社会福祉法人の施設整備等に関する審査会」での審査内容
  - ア 書類審査
  - イ 現場調査
  - ウ ヒアリング応募申込書・添付書類の内容その他について、ヒアリングを行います。
- ② 「市原市地域包括支援センター運営協議会」からの意見聴取  
(運営協議会は、地域密着型サービス等の指定に関することを所掌しています。)
  - ①の審査結果について意見を聴取します。

#### (3) 審査の項目及び趣旨について

- ① 基本的な考え方について
  - ・施設整備の動機  
本公募に応募した理由、特別養護老人ホームの整備を志した動機などについて望ましいものと認められるか。
  - ・地域密着型サービスの提供に当たっての理念・基本方針  
地域密着型サービスの趣旨を理解し、適切な地域密着型サービスの提供を期待できるか。
  - ・地域との連携及び交流等の方法  
施設を整備する地域の住民や地域の社会的組織と連携し、交流していくことができると認められるか。
  - ・安全・安心への対策  
防災への対策や虐待防止等、利用者の安全・安心への対策が図られることが認められるか。
  - ・人材の確保・育成について  
厚生労働省令に定める人員基準を満たす適正な人員配置が確保される見込みがあると認められるか。また、人材の育成に関して積極的に取り組んでいるか。

② 法人の役員体制について

・代表者

介護保険施設・事業所、老人福祉施設、保健医療機関等の経営者及び従事者等としての経験を有し、地域の状況等を把握しているなど、市内で地域密着型介護老人福祉施設を運営する社会福祉法人の代表者として適格な者と認められるか。

・施設長（予定者）

施設長予定者が、特別養護老人ホームの施設長として適格な者と認められるか。  
（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有する者）また、老人福祉関係事業に従事した経験を有しているかなど。

・役員

社会福祉法人（設立予定を含む）の理事、監事等として適格者であるか。また、設立予定の場合、理事、監事等に就任することを承諾しているか。

③ 資金計画について

・資金計画の内容

資金計画の内容が適正なものと認められるか。

・資金の確保

自己資金、寄付（贈与）金が確保されていることが認められるか。

④ 建設予定地の状況に関する事項

・建設用地の確保

建設用地を確保しているか、又は、確保の見通しがあることが認められるか。

・建設予定地の土地規制について

市街化区域内であるか。

⑤ 建物について

・居室について

居室面積等が設備基準等を満たすものであるか。

・ユニットの構造について

各居室が共同生活室に隣接・近接しているか。

⑥ 交通の利便性

建設予定地に至る公共交通機関等は存在するか。また、駐車場の整備はされているか。

⑦ 協力（予定）医療機関について

予定している協力医療機関の選定が適切であるか、また、同医療機関との距離は適切であるか。

⑧ 地元住民等関係者に対する説明及び同意の状況

・隣接地

建設予定地に隣接する土地の地権者の同意を得ていると認められるか。

・周辺住民・町会

建設予定地周辺の住民に対して、計画の説明を行っているか。

⑨ 現場調査

建設予定地の現場を調査することにより、地域密着型の福祉施設を建設する場所として相応しいか判断する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募事業者に通知します。

(5) 審査結果の公表

決定した整備事業者名及び事業の内容は、市のホームページで公開します。

4 禁止事項・欠格事項

- ① 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市の面接審査等において虚偽の説明等を行った場合は、応募を無効とします。
- ② 応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合は、応募を無効とします。
  - ・ 重要事項（整備場所、施設種別、定員、階数、資金贈与者等）を市の承諾なく変更した場合。（それ以外の項目についても変更の際は、随時相談が必要です。）
  - ・ 預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合
  - ・ 建設用地について、建築基準法等による制限に関して、関係部署・機関と協議を行っていないと確認された場合
- ③ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合は応募を無効とします。
- ④ 応募期間終了後において応募者が前記の応募要件などを満たさなくなった場合は、応募を無効とします。
- ⑤ 選定後において開発許可が得られない場合や今回の応募内容に重要な変更が生じた場合は、選定を取り消す場合があります。
- ⑥ 市原市暴力団排除条例（平成23年7月22日 条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び第9条に規定する暴力団密接関係者は応募できません。応募した後に、これらの者であることが判明した場合は、審査を行うことなく失格とします。

5 募集の期間（応募申込書の受付期間）

(1) 日時

平成24年5月14日（月）から平成24年6月18日（月）午後5時まで  
（日時厳守。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

(2) 提出先

市原市 保健福祉部 高齢者支援課 電話0436-23-9873

## 6 公募手続

### (1) 応募申込書の提出について

本公募に応募を希望する事業者は、平成24年度地域密着型介護老人福祉施設整備応募申込書（別紙第1号様式）を理事長又は施設長予定者が持参し提出してください。（郵送による提出は受け付けません）なお、提出内容について、必ず、事前に高齢者支援課担当により確認（要予約）を受けること

下記に該当することが確認された場合、応募書類の受理を行いません。

ア 高齢者支援課の担当者による提出内容の確認を受けていない場合

イ 応募書類の内容等に不備がある場合

ウ 建設用地について、建築基準法による接道要件の確認や開発許可に伴う道路のセットバック要件等及び、その他の法令等による制限について各所管課と協議を行っていない場合

エ 応募書類の受理を行うことが適当でないと市長が認める場合

### (2) 応募申込書の添付書類について

添付書類を、別紙添付様式にしたがって提出してください。

市が必要と判断した場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

### (3) 提出部数

正本1部、副本17部（正本の写し）

### (4) その他

① 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

② 書類等の提出のために要する費用は、応募者にご負担いただきます。

③ 募集に関するお問い合わせはFAX 又はEメールにてお願いします。

（FAX 0436-24-7135 Eメール [koureisha@city.ichihara.chiba.jp](mailto:koureisha@city.ichihara.chiba.jp)）

④ 応募締め切り後の応募書類の修正・追加はできません。

（ただし、市からの指示により行う場合を除きます。）

⑤ 提出された個人情報については、整備事業者の選定の目的のみに利用し、他の目的には利用しませんが、応募書類などについて、個人情報を除くものについては法令又は条例に基づき公開する場合があります。

⑥ ヒアリング（平成24年7月下旬予定）の日時等については、公募期間の終了後個別に通知します。

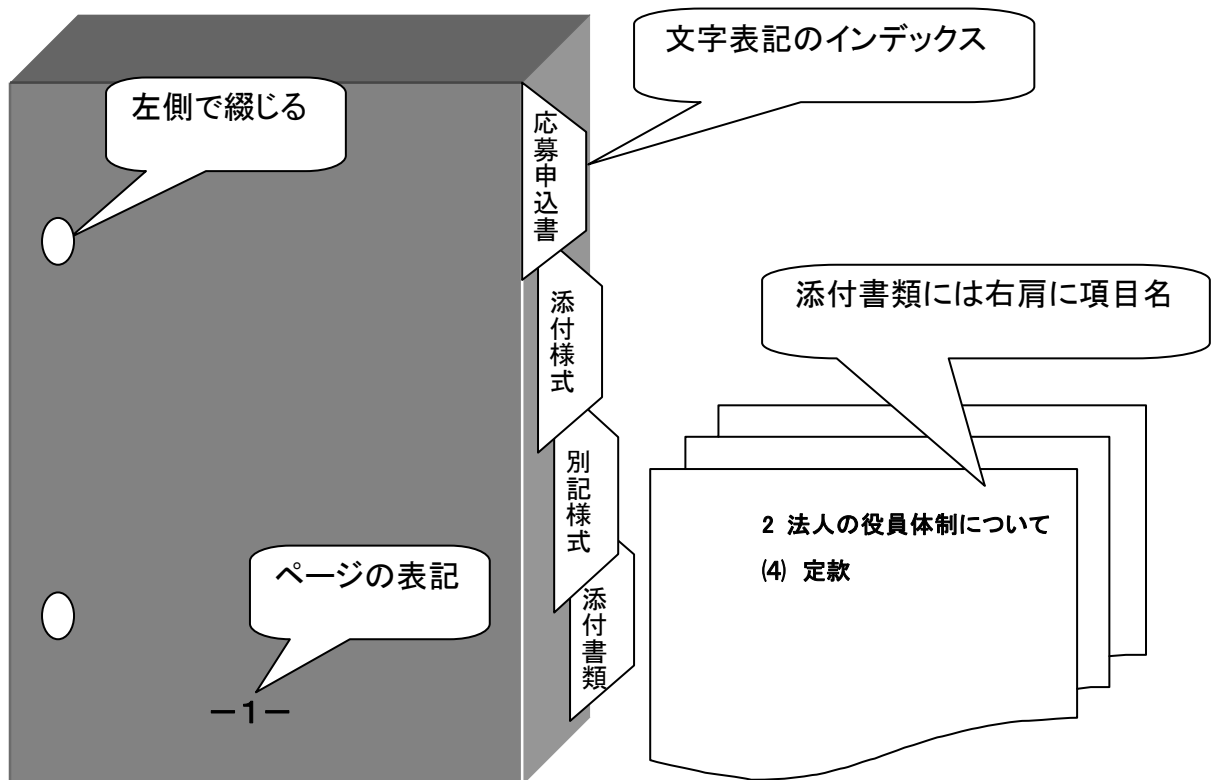
## 6 スケジュール（予定）

平成24年4月20日～	募集要項ホームページ掲載
平成24年5月14日～6月18日	受付期間
平成24年6月18日～	書類審査
平成24年7月下旬	現場調査／ヒアリング／審査
平成24年8月上旬	地域包括支援センター運営協議会
平成24年8月中旬	事業者の決定
平成24年9月～	社会福祉法人設立の手続き（千葉県所管） （新規設立法人に限る）
平成25年度	施設整備
平成26年2月	介護保険法に基づく指定申請
	老人福祉法に基づく許可申請・届出など
平成26年4月	指定・サービス提供開始予定

## ※提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下に記す体裁を整えてください。

- 全体の目次を付ける。
- ページを付ける。
- 応募申込書添付様式に係る添付書類には、右側に項目名を標記する。
- 項目ごとに、仕切紙をはさみ、文字表記のインデックスを付ける。
- 全体をバインダー等でつづる。



## 別表

## 日常生活圏域の区分（※募集圏域は市原東・辰巳台圏域を除く全圏域です）

圏域名	大字名
姉崎	姉崎海岸、椎津（一部）、姉崎、畑木、柏原、白塚、今津朝山、千種1丁目～4丁目、青葉台1丁目～8丁目、姉崎西1丁目～3丁目
有秋	椎の木台1丁目～2丁目、片又木、迎田、不入斗、有秋台東1丁目～3丁目、有秋台西1丁目～2丁目、天羽田、深城、豊成、立野、桜台1丁目～4丁目、泉台1丁目～5丁目、椎津（一部）
市原西	五所、旭五所、東五所、西五所、西野谷、郡本、郡本1丁目～6丁目、藤井、藤井1丁目～4丁目、山田橋、能満、門前、門前1丁目～2丁目、市原、山木、若宮1丁目～7丁目
市原東・辰巳台	八幡海岸通、八幡浦1丁目～2丁目、八幡、八幡北町1丁目～3丁目、八幡石塚1丁目～2丁目、菊間、古市場、中西町、草刈、茂呂町、大厩、辰巳台東1丁目～5丁目、辰巳台西1丁目～5丁目
五井西	青柳、青柳1丁目～3丁目、青柳北1丁目～4丁目、青柳緑地、松ヶ島、松ヶ島1丁目～2丁目、松ヶ島西1丁目、松ヶ島緑地、五井西1丁目～7丁目、岩崎、岩崎1丁目～2丁目、岩崎西1丁目、岩崎緑地、玉前、玉前西1丁目～3丁目、玉前緑地、出津、出津西1丁目、飯沼、島野、野毛、廿五里、町田、海保、今富、引田、神代、十五沢、小折、西野、柳原、五井南海岸、千種海岸、千種5丁目～7丁目
国分寺台	国分寺台中央1丁目～7丁目、東国分寺台1丁目～5丁目、西国分寺台1丁目～2丁目、南国分寺台1丁目～5丁目、北国分寺台1丁目～5丁目、諏訪1丁目～2丁目、山田橋1丁目～3丁目、西広1丁目～6丁目、惣社1丁目～5丁目、加茂1丁目～2丁目、根田1丁目～4丁目、村上、西広、惣社、加茂、根田
五井東	五井、五井中央東1丁目～2丁目、五井中央西1丁目～3丁目、五井東1丁目～3丁目、五井金杉1丁目～4丁目、君塚、君塚1丁目～5丁目、白金町1丁目～6丁目、岩野見、平田、五井海岸、更級1丁目～5丁目
三和	山倉、福増、海士有木、大坪、新生、権現堂、糸久、宮原、分目、浅井小向、相川、新堀、武士、磯ヶ谷、松崎、大桶、新巻、川在、櫃狭、土宇、二日市場、山田、安須、高坂、光風台1丁目～5丁目
市津・ちはら台	久々津、潤井戸、下野、永吉、番場、押沼、瀬又、中野、高田、高倉、東国吉、金剛地、奈良、古都辺、喜多、犬成、大作、滝口、勝間、葉木、小田部、荻作、神崎、山之郷飛地、板倉、ちはら台東1丁目～9丁目、ちはら台西1丁目～6丁目、ちはら台南1丁目～6丁目、うるいど南1丁目～7丁目
南総	風戸、中高根、上高根、馬立、上原、南岩崎、寺谷、栢橋、西国吉、佐是、妙香、奉免、牛久、皆吉、金沢、大蔵、岩、藪、中、安久谷、米沢、真ヶ谷、宿、島田、堀越、市場、奥野、水沢、原田、石川、江子田、下矢田、矢田、池和田、鶴舞、田尾、山小川、平蔵、米原、小草畑
加茂	外部田、久保、駒込、山口、養老、本郷、高滝、大和田、不入、新井、吉沢、古敷谷、小谷田、平野、大戸、飯給、万田野、柿木台、徳氏、田淵、月出、戸面、朝生原、石神、折津、大久保、国本、月崎、柳川、菅野、石塚、田淵旧日竹



■市原市の日常生活圏域区分図

